

官民競争入札等監理委員会
第 26 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 26 回 官民競争入札等監理委員会
議 事 次 第

日 時：平成 19 年 11 月 28 日（水） 10:00～11:10

場 所：永田町合同庁舎 2 F 第 2 共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項について（プラザ平成、広島国際交流会館）

3. 実施要項について（求人開拓事業）

4. その他

5. 閉 会

<出席者>

（委員）

落合委員長、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（事務局）

浜野内閣府審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、
熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

（日本学生支援機構）

簗島理事、榎原政策企画部長、増子政策企画部総合政策課長

（厚生労働省職業安定局）

宮野総務課長、上市首席職業指導官、山田公共職業安定所運営企画室長

○落合委員長 それでは、時間になりましたので、第 26 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

最初に監理委員会の委員の異動につきまして、ご報告したいと思います。

斉藤委員長代理が、10 月 26 日付で監理委員会委員を退任され、同日付で、新たに片山善博氏、慶應義塾大学大学院法学研究科の教授をされておられますけれども、それから前原金一氏、昭和女子大学副理事長をされておられますが、この両氏が委員に就任されましたので、ご報告申し上げます。

それでは、前原委員、ご挨拶をお願いします。

○前原委員 おはようございます。前原でございます。よろしくお願いいたします。

斉藤先生が東証に行かれましたが、彼がちょうど住友生命がつくりました運用会社の社長をしております、私も住友生命の役員をして、総合研究所の社長をしていましたので、御縁があったのかなと思って、新しくお引き受けいたしました。住友に長くおりましたが、3 年半前から昭和女子大学で副理事長をやっております。

経済同友会の方の活動では、構造改革進捗フォローアップ委員会の委員長をしております、今、大変話題の独法関係でいろいろ提言を出しておりますので、大変苦勞しておりますが、よろしく御指導のほどお願いいたします。

○落合委員長 それでは、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

なお、斉藤委員長代理の退任に伴いまして、本田委員に委員長代理をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日、本田委員は御都合により欠席されておりますが、事前に内諾をいただいております。

それでは、本日の議題であります、まず、第 1 が日本学生支援機構のプラザ平成及び広島国際交流会館の実施要項について、第 2 が、厚生労働省の求人開拓事業実施要項についてという二つにつきまして検討していただいた後に、公共サービス改革基本方針改定案につきましてご議論をいただきたいと思っております。

それでは、日本学生支援機構のプラザ平成及び広島国際交流会館に係る民間競争入札実施要項案につきましてご審議をいただきます。

これにつきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしまいたったわけでありすけれども、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査からご報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の主査をしております、榎谷でございます。

まず、日本学生支援機構の実施要項の審議状況についてご説明したいと思います。

資料 1－①というのがございますが、これに従いましてご説明をしたいと思います。

なお、資料 1－2、1－3、これが実施要項の案でございます。そのほか、資料にありますように、チェックリストに基づいて、事務局の方で綿密にチェックをしていただいているということでもあります。

まず、資料 1－①でございます。プラザ平成という施設がありまして、その運営を「市場化テスト」にしようということでございます。会議施設と宿泊研修施設の企画・管理・運営業務でございます。

もう一つは、広島国際交流会館といいまして、留学生の寮を運営しているところでございます。その管理・運営業務の「市場化テスト」であります。

まず、プラザ平成の会議施設の状況ですけれども、1 ページの最初にございますように、対象事業の範囲ということで、施設貸出の利用承認を機構が行うということになっていたんですが、これを機構がやるというのではなくて、機構が一定の基準を示した上で、民間事業者に委ねることとしたらどうかということを議論しました結果、私どもの主張のとおり、一定の基準を示した上で、今、利用料金の割引適用とともに、民間事業者に委ねることになりました。

それから、重要なところだけご説明したいと思いますが、「3. サービスの質とインセンティブ」というのが 2 ページにございます。

まず、この要求水準というところが、まず、ありますけれども、実はサービスの質の要求水準として、稼働率とか、徴収料金収入、これを要求水準にしておるわけですが、まず、平成 18 年度の実績値をベースに考えておりますが、実は 19 年度から大幅な料金改定をしております。

したがって、18 年度と 19 年度の料金体系が全く違う中で、果たして過去の実績値を基準とすることが妥当かどうかという議論を相当いたしました。

したがって、対応といたしましては、改定後の実績が出ていないので、現状では 18 年度の実績値を基に、若干アレンジしたような要求水準とか、インセンティブの基準を設定することはやむを得ないと思うんですが、しかし、今回の実施に当たって、料金改定後の実績も十分出てくるということなので、次回以降は、これらの基準を設定することを機構に確認いたしました。

インセンティブでございますが、料金収入につきましては、前回までに 3,100 万の料金収入が 1 年間に上がっております。これを超えた分について、機構と民間事業者で分けるということになっておりますが、その分け方でございますが、配分率というんでしょうか、配分率を民間事業者に提案させるということにしております。

したがって、民間事業者としては、できるだけ配分率を多くした方が間違いなく勝てるということがあって、恐らく相当民間事業者に不利なような提案をしてくる可能性があるということもございましたので、配分率を固定したらどうかという提案をいたしました。

結果的に、25%を機構に、75%を民間事業者に配分するということで固定することになりました。

それから、ディスインセンティブについてですけれども、委託費の減額でございますが、これは料金改定後の実績がない。つまり、18 年度の料金改定前の実績はあるけれども、改定後の実績がないということで、これは減額を行わないということになりました。

今回はやむを得ないけれども、次回以降は、少ししっかりした改定後のデータも取れるということもありまして、この減額についても検討するということを基本に確認いたしました。

それから、最終年度における適正な業務の確保ということですが、これは3年間の業務でございますので、こういう予約受付等の業務に関しては、大きな案件であればあるほど、例えば1年前や半年前からという予約になるんです。

そうすると、最初の1年間は、実は機構がやっていたものが民間事業者に自動的に流れてくる。逆に言えば、4年目は民間事業者が頑張ったものが機構に戻るのか、また、他の民間事業者に渡るのかわかりませんが、そういうことで、少しずつれていくということです。

ずれていくと、4年目、3年目は民間事業者が、そんなことはないかもわかりませんが、実績にカウントされないの、頑張らないのではないかと懸念もございますので、適正な業務を確保するために、4年目以降の予約状況についても、企画書を提案するという形で必須項目あるいは加点項目によって審査するというので、4年目以降の担保もしたということがございます。これが、プラザ平成でございます。

それから、広島国際交流会館でございますが、これは留学生の宿舎でございますが、これは民間事業者の創意工夫、つまり創意工夫が少しできる余地が極めて限られているような状況になっておりますので、創意工夫を少しできるような仕組みを、今回はやむを得ないけれども、次回以降はやったらどうかというのが、この中心でございます。

あとは、いろいろございますけれども、書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、何かこの点につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

なければ、榎谷主査からの報告のとおり、プラザ平成及び広島国際交流会館の実施要項案につきましては、本日の委員会で議を行うということにしてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、ここで日本学生支援機構に入室をしていただきます。

(独立行政法人日本学生支援機構入室)

○落合委員長 それでは、日本学生支援機構のプラザ平成及び広島国際交流会館の実施要項案につきまして、本委員会として、この際、何か発言をしておくというようなことはございますでしょうか。

榎谷委員、どうぞ。

○榎谷委員 日本学生支援機構の「市場化テスト」につきましては、入札監理小委員会におきまして、本実施要項案につきまして、4回の審議を行いました。小委員会において挙げられた論点はどれも重要な論点でございますので、本事業の実施あるいは次回以降本事業を実施する場合、小委員会での議論を踏まえて、引き続き検討して、特に小委員会の際

に申しあげましたサービスの質の設定の在り方、インセンティブ、ディスインセンティブの在り方、それから民間事業者の創意工夫が発揮できるような業務設定について、今後も十分な検討をお願いしたいと思います。これが1点でございます。

2つ目は、また、より多くの入札参加者を確保するために、本入札の積極的な周知広報を実施するとともに、落札者決定後は、迅速かつ綿密な引き継ぎを実施するなど、落札業者が円滑に事業を実施できるように、全面的なバックアップを行っていただきたいということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○落合委員長 それでは、本件につきまして、了承ということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、日本学生支援機構から付議されました実施要項案につきましては、監理委員会として異論はないということにいたします。

それでは、私から手交させていただきたいと思います。

(「答申」の手交)

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、日本学生支援機構の蓑島理事から挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○蓑島理事 どうもありがとうございました。日本学生支援機構の蓑島でございます。

このたびは、当機構の東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業及び広島国際交流会館の管理・運営業務の民間競争入札実施要項等につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査を始めとして、委員の皆様方におかれましては、数多くの貴重なご意見をいただきまして、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

本委員会からの先ほどのご指摘を十分踏まえつつ、本日、御承認いただきました実施要項につきまして、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○落合委員長 それでは、日本学生支援機構におかれましては、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の実現、言ってみれば、公共サービスのよりよい効率化と質の向上ということに向けて、今後とも一層御尽力をお願いしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○蓑島理事 どうもありがとうございました。

(独立行政法人 日本学生支援機構退室)

○落合委員長 それでは、続きまして、厚生労働省の求人開拓事業に係る民間競争入札実施要項案についてご審議をいただきます。

これまで、入札監理小委員会で審議しました結果につきまして、入札監理小委員会の榎

谷主査からご報告をお願いします。

○樫谷主査 資料2-①に従って、ご説明をしたいと思っております。

まず、サービスの質というところでございます。求人開拓、これは1年間の事業でございまして、今、現に2か所で実施しておりました。実は、その前にはモデル事業も実施していたものでございます。

サービスの質の指標でございますけれども、今、やっております平成19年度につきましては、ここに書いてございますように、従来の充足率に加えて開拓求人数というのがございます。つまり、企業に向けて求人を開拓していくわけですけれども、それが開拓しただけでは意味がございませんので、それがいかに雇用に結び付いたかという充足数ということでございまして、今までは充足数だけだったんですけれども、開拓求人数も指標としたという点は評価できるのではないかとということでございます。

ただ、マッチングという充足につきましては、これは民間事業者が行う業務ではなく、あくまでも求人開拓の業務を行うということだけでございまして、結果、いいレベルの開拓を行うと、充足率に結び付くということもございまして、このような指標になっていたわけでございますが、やはり開拓求人数も重要な指標であるということで、今回設定したということでございます。

あと、要求水準でございますが、これは1ページの下の方に書いてございますが、実際は、平成19年度は充足率を年間900人というふうに設定したんです。これは全国の平均を取ったということでございますが、実際に中身を見てみますと、各地域ばらばらでございました。

そこで、今回は、この要求水準につきましては、地域の特性を生かした要求水準とするべきではないかという平成19年度の実施要項の指摘を踏まえまして、今回は、そのように各地域別の充足数とか開拓数を指標として取っていただきました。

しかし、更に追求して中身を精査してみますと、開拓求人数と充足数とあって2年間の平均というんですけれども、実は、この2年間も相当大きなばらつきがあります。それから、各地域によっても相当ばらつきがございまして。果たして、2年間だけの平均でいいのかどうかというような問題があって、今回はやむを得ないというふうに判断をしたんですけれども、果たして根本的な問題がもっとほかにあるのではないかとということでございます。

といいますのは、昨日の新聞にも出ておりましたように、この開拓事業について、平成19年で実施しております開拓事業の半期の実績が公表された結果、官がやるよりも相当低い。3倍も4倍も官の方がレベルが高いというような数字が出ていたと思うんですが、これがなかなか理解できないというんでしょうか、なぜそうなっているのか。1割か2割多いというのであれば、経験の差とか、いろんな差で説明できるのかなと思うんですが、3倍も4倍もなるということになりますと、それは経験の差とかではなくて、何か根本的な課題があるのかなと思います。

これは1年しかないということで、最初引き継いで2、3か月頑張って、頑張って慣れたところに終わるというような課題も一つあるかもわかりませんし、それからハローワークという名前を使えないというような問題があるかもわかりませんし、ハローワークの蓄積したデータを民間事業者が一部見ることができないんですね。

そういうようなデータの不備というのでしょうか、情報開示の問題での課題があってそれができない。あるいは民間事業者がちゃんとした仕事をしていない。つまり、やり方や方向が違っているのではないかというような、いろいろな原因があると思うんですが、実は分析が全くできていない状況でございます。

そういう状況の中でございますけれども、今回はやむを得ないということで認めたんですが、平成19年度の半期の実績ですら指標の900人から大幅乖離しているという中で、平成20年度につきましては、例えば1ページの一番下の青森東青地域というのがありますが、サービスの質として設定されている充足数が1,500人となっているわけです。

実は、これは今やっている平成19年度の指標は900人です。民間事業者が実施している他の地域での実績値が900人ですら大幅に下がっている中で、指標が1,500人になってどうなるんだというような大きな課題がございます。平成19年度の実績を見て、果たして入札をする人がいるのかどうなのかという問題あるいは価格の問題、コストの問題、入札価格の問題、これにつきましても、非常に懸念を持っておりますので、これにつきましては、厚労省にも分析をしていただかないといけないし、監理委員会の事務局の方でもそういうことを意識していろいろデータを取っていただきたい、あるいは調査をしていただきたいと思っております。

それから、入札参加資格が2ページの3番でございますが、これは実はフルキャスト問題というのがございまして、関係会社が不祥事を起こしたために、いろいろな問題が出てきたときに、労働者派遣法違反によって行政処分を受けている企業のグループ会社が同省の就職支援事業を受託していることがわかりました。

そこで、厚労省も神経質になっておりまして、グループ内会社の違反の状況、それについても相当詳細な各企業ごとの念書というか、データを出せということだったんですけれども、それは必ずしも親会社が入札に応札するとは限らず、つまり、関係する規模の小さな会社が応札する可能性も十分ございますので、それはちょっと無理じゃないかということで、一定の書類に念書を出していただくとか、宣誓書を出していただくということでクリアするというので、厚労省の方も承認をいたしましたということでございます。

以上出ございます。

○落合委員長　ありがとうございました。それでは、ただいまの榎谷主査のご報告につきまして、質問、ご意見等はございますでしょうか。

ないようですので、それでは榎谷主査からの報告のとおり、求人開拓事業実施要項案につきまして、本日の委員会で議を行うということにしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、ここで厚生労働省に入室をしていただきます。

(厚生労働省職業安定局入室)

○落合委員長 それでは、厚生労働省の求人開拓事業の実施要項案につきまして、本委員会として、この際、何か発言しておく必要がございますでしょうか。

○樫谷委員 それでは、申し上げたいと思います。

まず、求人開拓事業についてですけれども、まず、サービスの質の指標などがございます。サービスの質の指標設定に当たりましては、その指標が民間事業者のパフォーマンス向上に資するものとなるように留意が必要だと思っております。

その意味では、民間事業者はマッチング、つまり充足という業務を行わない以上、充足数を指標とすることが本当に適切かどうか、引き続き検討が必要と考えております。

また、今回、地域性を考慮していただきましたけれども、2か年の実績の平均を取っただけで、地域性が十分に反映できているのか、引き続き検証が必要であると考えております。

したがって、次回以降の事業の実施をするに当たっては、これらの点を踏まえ、より適切なサービスの質の指標やモニタリング方法の開発に努めていただきたいと考えております。

2番目としましては、入札参加資格などがございますが、入札参加資格の設定やそれに伴う提出書類の指定が参入障壁とならないよう、次回以降、事業を実施する場合には、民間事業者の意見も踏まえて検討していただきたいと考えております。

3番目は、今後の事業の在り方などがございますけれども、今般、18年度モデル事業の実績が公表され、また、19年度事業の9月末時点の実績の報告を受けました。

これを見ても、官民の実績の差などが、単に経験の差などだけで説明できるようなものなのか、更に検討が必要であるという印象を受けております。

「市場化テスト」の最終目的は、言うまでもなく国民のために公共サービスの質を維持向上し、コストを削減することにありますので、そうした観点からも業務の成果に影響を与える要因の分析は重要だと考えておりますので、求人開拓事業の在り方を検討するに当たり、こうした点の分析もお願いしたいと思います。

また、予定価格につきましては、今回の実施要項で、要求水準が前年より上がっていることなどの諸事情を踏まえ、適切なレベルでの設定をしていただくようお願いしたいと思います。

○落合委員長 それでは、本件につきまして、監理委員会として了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、厚生労働省から付議されました実施要項案につきまして、監理委員会としては、異論はないというこ

とにいたします。

それでは、私から手交させていただきたいと思います。

（「答申」の手交）

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、厚生労働省職業安定局の宮野総務課長から挨拶をお願いしたいと思います。

○宮野総務課長 厚生労働省職業安定局でございます。ただいま、実施要項案を御了承いただいたことを受けまして、一言申し上げさせていただきたいと思います。

来年度、「市場化テスト」として実施をいたします求人開拓事業につきましては、実施要項案につきまして、これまで入札監理小委員会におきまして、榎谷主査を始めとして、委員の皆様方にご審議をいただきましたことにつきまして、改めてお礼を申し上げます。

ただいま、榎谷主査からもご指摘がございました、審議の過程で論点となりました事項につきましても、引き続きよく私どもとしても検討してまいりたいと思っております。

また、今後、策定をした実施要項に沿いまして、入札事務あるいは求人開拓事業の実際の事業の実施を行うこととなりますけれども、公共サービス改革法の趣旨を十分に踏まえて、民間事業者が創意工夫を十分に発揮できるような形で、また、サービスの質の維持向上が図られるように尽力をしてみたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私どものご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○落合委員長 それでは、厚生労働省におかれましては、公共サービス改革法の趣旨を実現すべく、今後とも是非努力を続けていただけるようよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

（厚生労働省職業安定局退室）

○落合委員長 続きまして、本日の議題の3について、これはその他という議題であります。公共サービス改革基本方針改定案についてご審議をいただくということでもあります。

この点につきましては、委員の皆様同士による率直かつ自由な意見交換というものを確保するために、官民競争入札等監理委員会運営規則5条の規定に基づきまして、恐縮ですが、会議は非公開とさせていただきたいと思います。

ただ、審議の結果につきましては、議事概要を公表するということをいたしますので、よろしくお願いいたします。

（傍聴者退室）